

第十六條 役員の職務権限左の如し

- 一 総務は本党を代表し党務を総轄す、
- 二 総務は總理を補佐し党の要務を処理す、
- 三 書記長は總理及總務を補佐し党務を管掌す、
- 四 会計は党の会計を処理す、
- 五 会計監査役は党の会計を監査す、
- 六 部長は部門を統轄す、

第七章 部門

第十七條 本党に左の部門を置く

- 一 組織部
- 一 宣傳部
- 一 教育部
- 一 調査部
- 一 計画部
- 一 産業部
- 一 國際部
- 一 出版部
- 一 議案部

第十八條 部門は總務令の統制を受く

第十九條 部門は部長一名 部員若干名を置き總務令之を任命す

第八章 支部

第二十條 支部は總務令の承認を得て選挙區劃に之を置く

第二十一條 支部の規約は總務令の承認を得るべし

第九章 會計

第二十二條 党費は党員一名に付き年額金壹拾錢とす

第二十三條 党費は一切之を返戻せず

第二十四條 党費は本部及支部に配分す

第二十五條 党の豫算は總務令に於て原案を制作製し大会の協賛を経るを要し決算は大会の承認を要するべし

第二十六條 党の会計年度は毎年 月 日より翌年 月 日迄とす

第十章 罰則

第二十七條 党員にして左の一に該當するものは大会又ハ總務令の決議に依りて之を除名す

- 一 党の精神綱領に遠背したるもの、
- 二 党の面目を毀損したるもの、
- 三 党の統制を紊したるもの、

第十一章 附則

第二十八條 本党に總務令を推薦により顧問を置くことを得

第二十九條 党の綱領及規約は大会出席代議員三分の二以上の賛成を得るべし